習志野市第2次男女共同参画基本計画

平成 26 年度~平成 31 年度

ダイジェスト版

男女が互いの個性を尊重し 未来のためにみんながやさしさでつながる 男女共同参画社会の実現をめざして

習志野市



基本理念 (習志野市男女共同参画推進条例第3条から要約)

1. 人権の尊重

- 2. あらゆる分野への活動の選択
- 3. 政策、方針の立案・決定への参画 4. 家庭生活と社会生活の両立
- 5. 生涯にわたる心身の健康維持

将来像

男女が互いの個性を尊重し 未来のためにみんながやさしさでつながる 男女共同参画社会の実現をめざして



計画の目標

基本目標I

人権の尊重

基本目標 ||

あらゆる分野への参画と活動

基本目標Ⅲ

家庭生活と社会生活の両立

基本目標IV

生涯にわたる心身の健康維持

基本目標V

計画の推進



基本目標	課題	施策の方向
 人権の尊重	1. 性による差別と人権侵害のない社会づくり	①人権侵害のない環境の醸成 ②メディアのあり方や制度・慣行の見直し
	2. 女性と男性の間に生じる 暴力(DV)の防止と対応	①DV防止のための広報・啓発②DV被害者が安心して相談できる体制づくり 重点
		③ D V被害者への生活再建に向けた支援 ④ D Vの防止と対応のための関係機関等との連携・協力
	3. 男女共同参画の視点に 立った教育・学習の推進	①就学前における男女平等教育の推進 ②学校における男女平等教育の推進 ③家庭、地域、職場における男女平等教育・学習の推進
	4. 男女平等の意識づくり	①男女平等推進のための意識啓発 ②男女平等推進のための情報収集と調査研究
 あらゆる分野 への参画と活動	1. 政策・方針決定における 女性の参画	①市政における女性の参画促進 重点 ②企業等における女性の参画の促進
	- 2. まちづくりにおける 男女共同参画	①地域活動における男女共同参画の促進 ②女性の視点を盛り込んだ防災・防犯対策の促進 重点
	3. 国際的視野に立った 男女共同参画の推進	①国籍にかかわらず共に暮らせる地域づくりの促進 ②国際交流を通じて男女平等意識への理解の促進
 家庭生活と 社会生活の両立	1. 働く場における 男女平等の推進	①ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 重点 ②雇用の分野における男女の機会均等、待遇改善の推進 ③農業、自営業等における男女のパートナーシップの確立 ④女性の再チャレンジ支援
	2. 互いに担い合う 家庭・地域生活	①固定的な性別役割分担意識の見直しの促進 ②男女共同参画の視点に立った子育て支援の充実 重点 ③男女共同参画の視点に立った介護支援の充実
IV 生涯にわたる 心身の健康維持	1. 性差に配慮した 健康への推進	①健康に関するあらゆる分野の情報提供 ②性差に配慮した医療・保健の促進 ③安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進
	2. 高齢者・障がい者の 男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った高齢者の生活の充実 ②男女共同参画の視点に立った障がい者福祉の充実
V 計画の推進	1. 市民と行政の パートナーシップ	①市民と行政との情報交換の推進 ②市民との協働事業の充実
	- 2. 計画推進体制の強化	①習志野市男女共同参画審議会の充実 ②男女共同参画センターの機能充実 ③庁内推進体制の連携強化 ④国・他の地方公共団体・公共的団体との連携強化
	3. 計画の進行管理と評価	①計画の進行管理と周知 ②施策評価の実施

基本目標 | 人権の尊重

性による差別と人権侵害のない社会づくり 課題 1

セクシュアル・ハラスメント*など、男女間に生じる人権侵害を防止するための取り組みを行います。

【施策の方向】

①人権侵害のない環境の醸成

②メディアのあり方や制度・慣行の見直し

課題2 女性と男性の間に生じる暴力(DV*)の防止と対応

DV(配偶者等からの暴力)など、男女間に生じる人権侵害を防止し、支援するための取り組みを行 います。

【施策の方向】

- ①DV防止のための広報・啓発
- ③DV被害者への生活再建に向けた支援
- ② D V 被害者が安心して相談できる体制づくり 重点施策
- ④D Vの防止と対応のための関係機関等との連携・協力

男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 課題3

学校や地域、家庭などにおいて、男女共同参画の視点に立って学習できる環境づくりへの取り組み を行います。

【施策の方向】

- ①就学前における男女平等教育の推進 ②学校における男女平等教育の推進
- ③家庭、地域、職場における男女平等教育・学習の推進

課題4. 男女平等の意識づくり

講座や研修の開催や情報紙の発行、情報の収集・発信など、男女平等意識を浸透するための取り組 みを行います。

【施策の方向】

①男女平等推進のための意識啓発

②男女平等推進のための情報収集と調査研究

※セクシュアル・ハラスメント(sexual harassment)

雇用の場等で起きる「性的いやがらせ」をいいます。具体的には、「相手側の意に反した性的な性質の言 動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上での一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返す ことによって就業環境を著しく悪化させること」と言われ、平成 11 年 4 月から施行された男女雇用機会均 等法において事業主の雇用管理上の配慮が義務づけられました。

※DV(ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence)

配偶者間・パートナー間の暴力をDV(ドメスティック・バイオレンス)といいます。結婚しているかど うかは問いません。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。どん な形であっても、暴力は相手の尊厳を傷つけ、重大な人権侵害になります。

基本目標 II あらゆる分野への参画と活動

課題1 政策・方針決定における女性の参画

政策や方針を決定する場に女性がより参画していくための働きかけや意識づくりを進めるための 取り組みを行います。

【施策の方向】

①市政における女性の参画促進 重点施策

②企業等における女性の参画の促進

課題2 まちづくりにおける男女共同参画

町会・自治会や PTA 活動などの地域における男女共同参画の推進や女性の視点を盛り込んだ防災・防犯体制づくりへの取り組みを行います。

【施策の方向】

- ①地域活動における男女共同参画の促進
- ②女性の視点を盛り込んだ防災・防犯対策の促進 重点施策

課題3 国際的視野に立った男女共同参画の推進

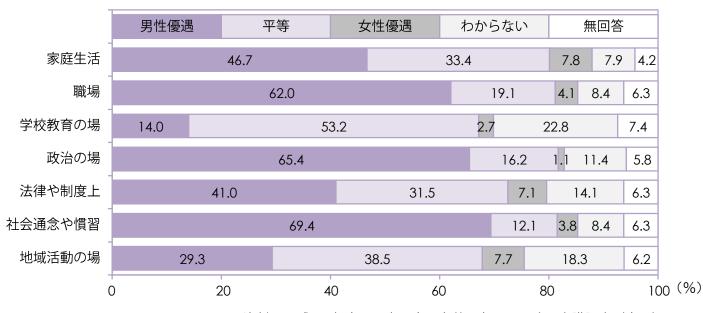
諸外国の社会や文化を学習し、国際的な視点から男女平等について理解をするための取り組みを行います。

【施策の方向】

①国籍にかかわらず共に暮らせる地域づくりの促進 ②国際交流を通じて男女平等意識への理解の促進

<各分野における男女の地位の平等に関する意識>

有効回答数=857



資料:平成24年度 習志野市男女共同参画に関する意識調査(市民)

基本目標 ■ 家庭生活と社会生活の両立

課題1 働く場における男女平等の推進

男女が平等な雇用環境づくりやワーク・ライフ・バランス*(仕事と生活の調和)を推進するための取り組みを行います。

【施策の方向】

- ①ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進 **重点施策**
- ②雇用の分野における男女の機会均等、待遇改善の推進
- ③農業、自営業等における男女のパートナーシップの確立
- ④女性の再チャレンジ支援

課題2 互いに担い合う家庭・地域生活

子育てや介護において、男女が共同して担い合う家庭や地域づくりを進めるための取り組みを行います。

【施策の方向】

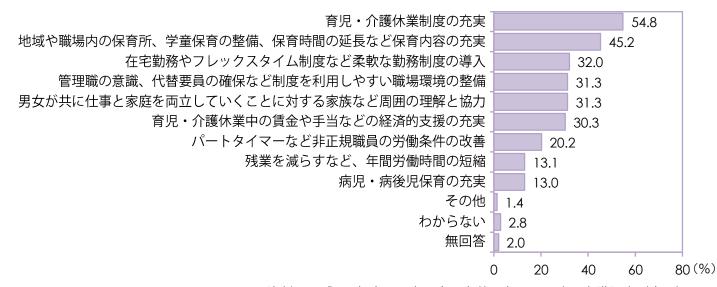
- ①固定的な性別役割分担意識の見直しの促進
- ②男女共同参画の視点に立った子育で支援の充実 **重点施策**
- ③男女共同参画の視点に立った介護支援の充実

※ワーク・ライフ・バランス(work life balance)

家庭等の個人生活との調和のとれた働き方。1980年代のアメリカで、主に女性社員の仕事と家事・育児等との両立を支援する取り組みから始まりましたが、1990年代に入り、生産性の向上、優秀な人材の確保という観点から、年齢・性別・家族の有無等を問わず、広く全体を対象として取り組まれるようになりました。

<男女が共に働きやすい職場をつくるための環境整備>

有効回答数=857



資料:平成24年度 習志野市男女共同参画に関する意識調査(市民)

基本目標IV 生涯にわたる心身の健康維持

性差に配慮した健康への推進 課題1

男女の身体の違いに配慮した健康教育・健康相談の充実や互いの性を理解するための取り組みを行 います。

【施策の方向】

- ①健康に関するあらゆる分野の情報提供 ②性差に配慮した医療・保健の促進
- ③安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進

高齢者・障がい者の男女共同参画の推進 課題2

高齢の方や障がいのある方が充実した生活を送る上で、男女共同参画の視点を盛り込んだ取り組み を行います。

【施策の方向】

①男女共同参画の視点に立った高齢者の生活の充実 ②男女共同参画の視点に立った障がい者福祉の充実

基本目標V 計画の推進

課題1 市民と行政のパートナーシップ

市民との協働により事業を推進していくための取り組みを行います。

【施策の方向】

①市民と行政との情報交換の推進

②市民との協働事業の充実

課題2 計画推進体制の強化

男女共同参画審議会や男女共同参画センターの機能充実など、計画を推進するための取り組みを行 います。

【施策の方向】

- ①習志野市男女共同参画審議会の充実
- ③庁内推進体制の連携強化

- ②男女共同参画センターの機能充実
 - ④国・他の地方公共団体・公共的団体との連携強化

計画の進行管理と評価 課題3

男女共同参画基本計画をより実効性のあるものとするための取り組みを行います。

【施策の方向】

①計画の進行管理と周知

②施策評価の実施

男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)をいいます。

男女共同参画社会が実現すると

家庭では…

◇妻も夫も、子育てや介護、家事などを分担し合い、男の子も女の子も家族の一員として家事などに協力し、家族全員が支え合って生活するようになります。

学校では…

- ◇一人ひとりが自分らしさを発揮しながら、いきいきと学校生活を送り、個性や能力がのびのびと育まれます。
- ◇社会で活躍できる人材が育ち、進路選択では個人の個性や意思が尊重されます。

職場では…

- ◇仕事の成果や能力が適正に評価され、経営者 や管理職として多くの女性が活躍できます。
- ◇男性も女性も育児休業や介護休業が取り やすく、仕事と生活の調和を図りながら 働き続けられる環境が整います。

地域では…

◇男性も女性も地域とのかかわりを大切に 考え、主体的に地域活動に参画し、住民 相互のコミュニケーションが活発に行わ れます。

「習志野市男女共同参画基本計画」とは

習志野市男女共同参画基本計画は、国の「男女共同参画基本法」および「習志野市男女共同参画推進条例」に基づき策定した基本計画であり、市民と行政との協働による実施をめざした計画です。

第2次計画の期間

平成26年度(2014年度)~平成31年度(2019年度)

第2次計画の特徴

- (1) 平成24年度に実施した「男女共同参画に関する意識調査」や平成25年度に実施した「地域ミーティング」及びパブリックコメント等による市民の意見を反映した計画です。
- (2) DV 被害者が安心して相談できる体制づくり、市政における女性の参画促進、女性の視点を盛り込んだ防災・防犯対策の促進、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進、男女共同参画の視点に立った子育て支援の充実を取り入れた計画です。
- (3) 取り組む事業について、可能な限り数値目標を設定し、評価を行う計画です。

発行 平成26年3月

習志野市 市民経済部 男女共同参画センター(ステップならしの) 〒275-0016 千葉県習志野市津田沼 5-12-12 サンロード津田沼 5 階 TEL 047-453-9307 FAX 047-453-9327 URL http://www.city.narashino.lg.jp/



習志野市のご当地キャラ 「ナラシド♪」